

平成 20 年 6 月 10 日

平成 21 年度厚生労働省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 田中康雄

発達障害児・者に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援についての
充実のための諸施策を推進してください

1. 障害者自立支援法における発達障害者の位置づけと支援サービスの改善

障害者自立支援法の改正作業の中で、発達障害を明確に本文中に支援対象としての位置づけを行うことを要望します。また、発達障害児・者が、障害児福祉サービスや、地域での障害者福祉サービスにおいて、必要なサービスが適切に受けられるよう、改善を要望します。

さらに、適切な障害程度区分による支援サービスが行われるために、発達障害児・者への判定や受けているサービスなどを把握するために、支援の実態調査を行うことを要望します。

2. 地域における支援を実現させていくために、個別の支援計画の作成・活用を具体化・定着させること

地域において発達障害児・者に対する適切な支援を行っていくためには、個々のニーズに応じて計画的に関係者が連携し取り組んでいく必要があります。全国どこに住んでも、支援ニーズのある発達障害児・者について、発達障害児・者のライフステージを通じた地域における一貫した支援が可能になるよう、個別の支援計画が作成され、これに基づいた適切な支援が受けられるよう、支援体制の整備を要望します。

3. 幼児期から児童期の地域での発達支援体制の整備

地域において発達障害児に対する支援を円滑に進めていくためには、子育て支援や保育の中で、子どもたちに対する発達支援が提供されるような仕組みが必要です。心理士、言語聴覚士、作業療法士等の発達支援専門家を配置し、相談・支援・療育態勢を整備するとともに、地域における関係機関への支援を提供できるセンター的な機関の設置が必要です。地域により設置されている「こども発達センター」を全国の市町村に設置することを要望します。

また、子育て支援は、診断の有無ではなく、支援の必要性に応じて地域で子育てを支

援できる体制作りが求められています。例えば、全国の市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関に、発達支援に関する専門職が必置されることを要望します。

さらに、保育においては、特別支援教育における支援体制に対応する、保育所における保育面での位置づけ、支援体制の確立を要望します。早期からの適切な支援の実現とともに、学校教育への連続性をもてるような体制作りを要望します。

4. 成人発達障害者への支援の充実

家庭内での内閉等、種々の困難さをもって生活している発達障害者とその家族に関する実態把握と、支援体制作りをお願いします。全国の精神保健福祉センターなどが核となり、精神科疾患を合併している成人当事者への包括的な支援体制を整備することを要望します。

5. 発達障害情報センターの機能の整備と充実

発達障害情報センターがスタートしましたが、いまだに十分とはいえない体制のままになっています。発達障害についての基本的な情報、特に最新の専門的な知見やエビデンスのある支援の仕方など、今後、当事者や家族に積極的に情報を提供していく上で、複数の専門的な研究者と臨床家を配置し、外部の研究者とのネットワークを強化し、我が国において発達障害者支援の中核的な機能を果たせる体制にすることを要望します。

6. 乳幼児健診における早期発見と早期支援体制の充実

乳幼児健診から早期の支援が可能になるよう、早期支援体制の確立を要望します。乳幼児健診に携わる医師や保健師や心理士が最新の発達障害の知識や発見や支援の技術を修得できるよう、担当者について数年おきの研修などを義務付けるよう要望します。

7. 発達障害児・者の適切な医療ケア体制の整備

発達障害児・者の適切な医療ケア体制の整備を要望します。医療ケアにおいて、児童精神科医などの専門医の不足と地域格差は著しく、診断できる医師が足りない状況が常態化しています。診療報酬の改正などによる基盤整備のなかで、医療ケア体制の早期の確立を要望します。また、特に、児童における入院病床が足りない状態も常態化しており、短期の入院治療によって改善できる児童の状態の悪化につながっています。早期の改善を希望します。

我が国においては、発達障害児・者に対する適切な薬物療法が十分に行えない状況になっています。特に、成人のADHDについては、適用薬がなく深刻です。諸外国で十分な効果と安全性が認められている薬剤で、国内での治験でも効果と安全性が確認できたものについては、迅速な承認作業を要望します。

さらに、医療ケアの中での継続的な発達支援を可能にするために、発達障害のリハビリテーションにおける位置づけの明確化をお願いします。発達障害への発達支援をどのように取り組んでいくのか、エビデンスに基づくモデルが提示され、普及されるよう、調査研究を行うとともに、実際の普及が可能になるよう、保険点数などにおける改善を要望します。

8. 発達障害児・者の家族支援体制の整備

発達障害児・者の早期支援を可能にするためには、家族の理解促進と、家族が子ども

の発達支援に取り組んでいけるための家族支援が必要となります。現在、医療ケアにおいても障害児・者の福祉的支援においても、家族支援は位置づけられておらず、必要な支援が明確になっていない状態です。調査研究などを進めるとともに、全国で普及可能な支援方法についての情報提供などができる体制整備を要望します。

9. 児童養護施設等における発達障害児に対する適切な支援体制の実現

養護困難、非行行為、情緒障害等のため、該当児童が入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設にも、発達障害のある児童が入所しています。これらの施設における人員体制の改善や、発達障害に関する専門職の必置など支援体制の改善を要望します。

10. 発達障害者の就労支援の充実

発達障害者の就労支援体制作りが進んでいますが、さらなる充実をお願いします。学校教育などとの連携のなかで、適切な進路指導、就労支援の実現をお願いします。企業に対する発達障害者の雇用への啓発を要望します。

11. 専門職の活用

作業療法士、心理職（臨床心理士、臨床発達心理士など）、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用を要望します。

【中長期的な取組】

13. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

発達障害に対する社会的理解を促進していくような取り組みを充実するようお願いします。

14. 発達障害児者への支援の専門性の向上

発達障害者支援センターをはじめ、発達障害児・者支援に関わる専門家や職員等の専門性の向上を実現し、発達障害児・者の支援の質の向上をしてくださるようお願いします。

以上

平成 21 年度文部科学省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 田中康雄

発達障害児に対する特別支援教育についての充実および教育的支援の諸施策を推進してください

1. 特別支援学級、特別支援学校における「自閉症者」の名称・位置付けの明確化

特別支援学級において、「情緒障害者」から「自閉症者」を分け、「自閉症者」の適切な教育を実現することをお願いします。また、特別支援学校において「自閉症者」を位置づけることを要望します。

自閉症を中核とする広汎性発達障害・自閉症スペクトラム障害（ASD）は認知特性上の特異性を明確に有し、教育的支援の上では、特性に配慮することが必要です。（環境要因との関連から生じる）心理的問題に起因する「情緒障害」への対応と、発達障害である「自閉症」への対応は著しく異なっており、また、80%以上の「情緒障害特別支援学級」の在籍児が「情緒障害」ではなく「自閉症」などの ASD である事実を考えると、早急の対応が必要であると言えます。かつて「親の育て方が悪い」といった不当な原因付けをしてきたことを示すラベルである「情緒障害」を「自閉症」などの ASD の子どもたちに適用することは、教育上不適切であるばかりでなく、子どもたちやその家族への人権的な侵害行為であると考えます。早期の是正を求めます。

2. 後期中等教育、高等教育における発達障害児に対する支援体制の検討・整備

義務教育終了後の、高等学校等の後期中等教育や、大学などの高等教育において、発達障害児・者を対象とした支援体制の整備と拡充を要望します。発達障害支援モデル事業の拡充や、発達障害を対象とした特別コースや特別支援学級・通級指導教室の設置、あるいは、職業準備教育等の就労支援施策の拡充、さらには、普通高校卒業生等に、就労準備教育、就労支援の場の設置（例えば、特別支援学校等の設備を利用し、1年程度の学科設置など地域の実態に応じた、多様な場の創出）などを求めます。

3. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備

LD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒は通常の学級で大半を過ごすことを勘案し、学校教育法 75 条に基づき、小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備を推進するよう要望します。担任教員に対する学校の内外からの支援体制の整備、

補助教員等の活用、現職教員に対する研修、現場教員に対する支援体制の確立、教員の資質向上・発達障害に対する理解向上等の方策に取り組んでくださるようお願いいたします。

4. 特別支援教育総合研究所における発達障害教育研究体制の整備と拡充

特別支援教育総合研究所は、わが国の特別支援教育のナショナルセンターとして重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、発達障害領域については、他の障害分野に比べて研究者の数が少なく、特に自閉症などの ASD の研究者は非常に少なく弱い体制となっています。発達障害は世界的にも自閉症、ADHD、学習障害など、独立の国際学会や研究体制があり、他の障害領域の専門家が片手間で取り組めるものではありません。発達障害領域の研究者を研究所に採用するとともに、わが国の発達障害を専門とする研究者たちとの強力なネットワークを構築し、外に開かれた研究プロジェクトに積極的に取り組み、わが国の特別支援教育の発展に寄与するとともに、世界的な研究成果を発信できるよう、発達障害教育研究体制の整備と拡充を要望します。

5. 発達障害教育情報センターの機能の拡充

発達障害教育情報センターがスタートしますが、十分とはいえない体制のままの発足となっています。例えば、発達障害児の教育に関して、教育方法、なかでも授業で活用する教材・教具の具体例を、全国の現場の教員が利用できるようにすることで、わが国の特別支援教育の水準を飛躍的に高めていく可能性を持つ、重要な役割をセンターは担っています。今後、教員に対して教材や教育方法を積極的に提供していくために、各領域にわたる複数の専門研究者を配置し、外部の研究者や全国の特別支援教育を担当する教員とのネットワークを強化し、中核的な機能を果たせる体制を整備することを要望します。

6. 発達障害等の障害に対する、一般生徒・保護者および社会的理解の向上

- (1) 保護者向け理解啓発リーフレットの発行
小学校入学時に保護者全員に配布 - 毎年 120 万部発行
- (2) 一般の児童・生徒の理解向上
総合学習の時間等で障害理解のカリキュラム

7. 幼稚園・保育所における適切な支援体制の整備・人材の育成

早期発見・早期の発達支援は大変重要です。保育士等の理解啓発、資質の向上を早急に図ってくださるようお願いいたします。

8. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員の計画的な確保

平成 18 年度以降、単年度で人員を確保いただいておりますが、21 年度以降も安定的に LD、ADHD を対象とした通級の設置拡充が必要です。21 年度において、さらに人員の確保を要望します。また、定数改善計画策定などにより、総計 3,000 名～5,000 名の定数改善を要望します。

9. 学校外の人材・資源の活用

- (1) 特別支援教育士等の専門的指導資格を有する者の積極的活用

- (2)教育現場における積極的な作業療法士、スクール・カウンセラー(臨床心理士、臨床発達心理士など)、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用

【中長期的な取組】

10. 特別支援教室の実現に向けた検討をお願いいたします

中教審答申で、別途検討することが適当とされた「特別支援教室」に関する制度改定についての検討を開始するようお願いします。

11. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備

- (1) 教員養成課程における発達障害を含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
- (2) 専門家の育成と活用教員への指導事例等の情報提供の拡充
- (3) 教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制の整備
- (4) 教員支援の体制整備

以上

平成 21 年度法務省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 田中康雄

発達障害児者に対する、関係者等への理解促進等の諸施策を推進してください

1. 発達障害者について、法曹関係者への理解啓発

法曹界において、発達障害に対する基本的な理解の不足、誤解などから配慮に欠ける対応が見られることがあります。発達障害者についての基本的な理解促進をお願いします。

2. 発達障害者への消費者被害を防ぐための体制作り

発達障害者の消費者被害の実態把握を行い、防止のための種々の法制化や、体制作りをお願いします。

3. 裁判員制度の導入における発達障害者への配慮

裁判員制度の導入に際し、発達障害者が裁判員として参加する場合の必要な配慮を要望します。

4. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

発達障害に対する社会的理解を促進していくような取り組みを充実するようお願いします。

以上

平成 21 年度内閣府関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク

代表 田中康雄

発達障害児者に対する、国民への理解促進等の諸施策を推進するとともに、視覚的支援によるコミュニケーション手段を確保し、発達障害児者の自立と社会参加を支援してください

1. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

平成 19 年 2 月に実施いただきました「障害者に関する世論調査」の結果からも、学習障害や注意欠陥/多動性障害、自閉症などの発達障害についての社会的理解が深まっていないという状況が明らかとなりました。今後、発達障害に関する社会一般への理解啓発活動を推進し、発達障害に対する社会的理解の向上に努めてくださるようお願いいたします。

国連で「世界自閉症啓発デー」が採択され、発達障害の啓発は世界的にも取り組むべき課題となっています。「世界自閉症啓発デー」などを通じて、障害者全般への社会的理解の向上がなされることを期待します。

2. 視覚支援によるコミュニケーション手段の確立を

自閉症をはじめとする発達障害の人たちの中には、言語によるコミュニケーションのみでは十分に自分の意思を伝え、さらに相手の意図を理解することが難しい場合があります。コミュニケーション支援ボードの開発やピクトグラムの設置などにより、発達障害の人たちのコミュニケーション分野での環境整備をお願いします。

3. 発達障害者の情報へのアクセスの保障を

現在、著作権法の見直しの中で、発達障害者に対する情報の偏りがないように検討を進めていただいているところですが、教育の場で不利益をこうむることのないよう、特に教科書および教科書に準ずる図書、緊急の災害などに関する情報、図書館に設置してある録音図書などの情報へのアクセスを保障してくださるようお願いいたします。

以上